

消防局職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

職員名	所属	階級	処分日	処分内容
職員A	北消防署 園田分署	消防司令	R4. 11. 22	戒告(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
職員B		消防司令補		所属長による注意(口頭) (訓戒等の措置に関する要綱に基づく)
職員C		消防司令長		消防長による厳重注意(文書) (訓戒等の措置に関する要綱に基づく)

2 処分の概要

下記救急事案で救急搬送の必要がある傷病者を不搬送とし、救急搬送義務に違反したものの。

3 処分日

令和4年11月22日(火)

4 当該救急事案

(1) 事案発生日

令和4年2月6日(日)

(2) 傷病者

ア 年代及び性別

50代 男性

イ 傷病名

左視床出血

(3) 事案の概要

令和4年2月6日(日)4時37分に覚知した救急事案であり、傷病者の関係者から「傷病者が体の痺れがある」との119番通報により、救急出動したものです。

救急隊が観察をした結果、血圧は高値であったが、脳卒中にかかる確認事項に異常は認められず、また血中酸素濃度や呼吸も正常であったため、高血圧により過呼吸症候群を誘発したものと判断し、症状も落ち着いていることから、しばらく自宅で様子を見て何かあれば救急車を呼んでくださいと伝え、不搬送とし現場引揚しましたが、その後、傷病者の症状が悪化し、家族と関係者で市内医療機関を受診したところ、脳内出血と診断され入院していると関係者から陳情がありました。

以後、傷病者等への謝罪、再発防止にかかる取組を実施するとともに、関係職員の処分を行ったものです。

以 上